

岡崎女子大学・岡崎女子短期大学知的財産ポリシー

1 目的

岡崎女子大学・岡崎女子短期大学（以下「本学」という。）は、本学における知的財産の創出、保護・管理、活用等に関する基本的な考え方を、岡崎女子大学・岡崎女子短期大学知的財産ポリシー（以下「知的財産ポリシー」という。）として定める。

2 定義

知的財産ポリシーの用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 教職員等とは、本学の教員、職員、本学との間で研究成果又は発明について何らかの契約をかわしている学生、客員研究員、非常勤職員である。

(2) 発明等とは、次に掲げるものをいう。

- ア 特許権の対象となる発明
- イ 実用新案権の対象となる考案
- ウ 意匠権の対象となる意匠
- エ 著作権の対象となる著作物
- オ ノウハウ等の案出
- カ 研究成果有体物

3 知的財産及び知的財産権

知的財産とは、教職員等が行う知的活動の成果として、財務的価値を有し、必要であれば対外的に移転できる財産全般を指す。知的財産権とは、知的財産から生じる権利で、出願、登録等により法律で保護されている権利のほか、特許を受ける権利に代表される発明等のことである。

4 知的財産及び知的財産権の取り扱い

本学は、第三者が保有する知的財産及び知的財産権を十分に尊重するとともに、本学教職員等又は第三者が保有する知的財産及び知的財産権を取扱う場合は、知的財産ポリシー、学内の関連諸規定及び法令の定めるところに従って、適切に処理する。

5 知的財産及び知的財産権の帰属と承継

知的財産を社会に還元するには、組織として管理したほうがより有効であるとの考えから、教職員がなした知的財産のうち、本学から支給、若しくは公的に支給された研究費を使用して行った研究の成果で生じた職務発明等及び、本学の発意に基づいて教職員が職務上作成した著作物（ただし、学術論文、個人名義の出版物、講演及びそれらに付随する実験データの図表等は除く）の著作権（著作権法第15条の要件を満たす場合）は原則として本学に帰属する。また、発明等において、権利取得の可能性、収益性、市場性及び費用対効果など、総合的な判断により本学が承継することを決定した場合は、職務発明制度に則りこれを承継するものとする。ただし、通常の教育研究活動に基づいて創作した著作物に関する著作権は、教職員個人の帰属とする。なお、本学と雇用関係にない客員研究員、学生等については、発明等に関する契約を別途締結する。

6 発明者への利益の還元

本学が承継した知的財産権の運用又は処分によって本学が対価を得たときは、学内規定に基づき、適切に発明者に還元する。

7 守秘義務

本学教職員等が創出した知的財産の取り扱いに携わるすべての者は、知的財産の内容その他知的財産に関する事項について、必要な期間中、秘密を保持する義務を負う。

8 知的財産ポリシーの改廃

知的財産ポリシーの改廃は、大学・短期大学運営会議の議を経て行う。